様式第12号(第19条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　訂正請求者　　　　　　様

身延町議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、身延町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年身延町条例第16号)第34条第2項の規定により、訂正しない旨の決定をしましたので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正しないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、身延町議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、身延町議会議長を被告として甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

〈本件連絡先〉

身延町議会事務局

電話：

FAX：